

# 6月は食育月間

## 毎月19日は、食育の日

みんなが楽しく食べて元気な心と体を作ろう

食育とは、さまざまな経験を通じて正しい食の知識を選択する力を養い、食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育み、いきいきと暮らしていくことを支援する教育です。

江東区食育推進計画では、基本理念「みんなが楽しく食べて元気な心と体を作ります」の実現をめざし、3つの目標ごとに食育を推進しています。

○食に関する知識・選択力の向上  
○食に基づく健康習慣・実践力の向上  
○食に対する感謝の気持ちの醸成

### 食育標語

令和4年度は、「一日のスタートは朝ごはんから!」というテーマで募集しました。応募数6,570点(小学生の部3,168点、中学生の部3,402点)の中から各部門の優秀賞が選ばれました。

### 小学生の部 優秀賞

「一日の えがおの日」  
有明西学園 朝ごはん  
吉田真央さん  
他8人入賞

### 中学生の部 優秀賞

「生活のリズムささえる」  
朝ごはん  
第二砂町中 佐々木芽衣さん  
他8人入賞

### おいしいメニューコンクール

令和4年度は、「一皿で栄養バランスばっちり!忙しい朝でもしっかり食べる朝食メニュー」というテーマで募集しました。応募数6,057点(ファミリーの部1,160点、中学生の部4,897点)から選ばれた優秀賞23作品のレシピ集をホームページ等で紹介しています。令和5年度は、「乾物を使ったメニュー」をテーマに設定し、取り組みます。



### 江東区家庭料理検定

昨年度は、受検者数2,935人、合格率96.1%で、231人の方が区長賞(得点9割以上)を受賞しました。今年度も令和6年1月にオンラインで実施します。9月以降に改めてお知らせします。満点を目指して、何度でも挑戦してください。

「団体受検」  
「初級」小学校(公立・私立)

# 6月1日は景観の日

## 建物を建てる時や外壁の塗り替え、樹木の伐採等は景観計画の届け出が必要

6月1日は「景観の日」です。「江東区都市景観条例」により、建築物を建てる時など、建築確認等の手続きの前に、景観についての計画を届け出る必要があります。また、工事前と同じ色に塗り替える場合でも「景観計画の色彩基準」に基づき審査するため、景観計画の届け出が必要です。

景観計画では、既存の樹木を生かし、積極的なみどりの創出に努めていただいています。やむをえず樹木を伐採する場合も届け出が必要です。

### 都市計画課景観担当

☎(3647)9183  
FAX(3647)9009

必要な手続き	景観重点地区※	左記を除く区内全域
届け出	すべての建築物	延べ床面積1,000㎡以上または高さが15m以上のもの
専門委員会の審議	延べ床面積1,000㎡以上または高さが20m以上のもの	延べ床面積10,000㎡以上のもの

※景観重点地区は深川萬年橋・亀戸・深川門前仲町の3つ。(範囲等、詳細はお問い合わせください)

# ハクビシン・アライグマによる被害を防ぎましょう

## お困りの方は相談を

近年、区内でハクビシン・アライグマの目撃情報や被害相談が寄せられています。敷地内にある食べ物をエサにしたり、天井裏に住みつき、ふん尿による悪臭の発生や建物の汚損といった被害を与えたりする場合があります。生態や習性を知り、被害を防ぎましょう。

### 被害を防ぐための対策

○ハクビシンもアライグマも夜に活動します。エサとなる生ごみをあさることもあるため、夜間のごみ出しはやめましょう。  
○果物を好んで食べます。果樹



# マンション管理 基礎セミナー

管理組合とは、マンションの共用部分を適切に維持・管理するなど、共同所有するマンションを長く良好な状態に保ち、大切な資産としての価値を維持するためにさまざまな業務を行う組織です。初めて管理組合の理事になる方を対象に、マンション管理組合の役割、理事の仕事、外壁等の修繕、給排水やエレベーターなど設備面の基礎を学びます。

時 6月24日(土) 午前10時～午後1時(受付午前9時半)

場 区役所7階7173会議室

☎(3647)9473  
FAX(3647)9268

### ハクビシンの特徴

- スリムな体型 頭から尾の先まで90~110cm
- 顔の真中に白いすじ
- 尾が長い
- 前足・後足とも5本指
- 足が短い

【出典：東京都環境局ホームページ】

### アライグマの特徴

- 中型犬くらいの大きさ 頭から尾の先まで70~90cm
- 耳はとがって、白いふちどり
- 目のまわりに黒いマスク模様 眉間に黒いすじ
- ヒゲは白い
- 尾に5~7本のしま
- 前足・後足とも5本指

【出典：東京都環境局ホームページ】

区では、ハクビシン・アライグマが建物の中や敷地内に侵入し、生活環境被害を受けている住宅を対象に、捕獲を行っています。

対策事業の利用にあたっては一定の条件がありますが、お困りの方はご相談ください。

☎(3647)6148  
FAX(5617)5737